

ASEAN諸国の近時の法改正・トピック総点検

—ベトナム・シンガポール・ミャンマー編—

～ 2015年・2016年にかけての改正点を中心に解説 ～

《開催要領》

●日 時● 2016年 8月8日(月) 13:00～17:00

●会 場● 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

講師紹介

東京コンサルティングファーム ベトナム駐在員 山口俊雄 氏
東京コンサルティングファーム シンガポール駐在員 岩城徳朗 氏
東京コンサルティングファーム ミャンマー駐在員 黒田真理 氏
※都合により一部講師が変更になる場合がございます。

《開催にあたって》

ベトナムでは、2015年7月の投資法、企業法の大きな改正に伴い、現在外資企業のベトナム進出が加速の一途をたどっており、シンガポールでは2016年から雇用法が変更となり、多くの企業が対応に迫られております。また、ミャンマーにおいても、2015年はテラワ工業団地の開業、2016年の政権交代や証券取引所の開業もあり、2016年は各国において、大きな変動の年と注目されております。本セミナーでは、成熟したASEANの中心であるシンガポール、現在投資が盛んにおこなわれているベトナム、将来の成長期待が大きいミャンマー、三カ国の駐在員が一堂に会し、各国の現状及び今後のASEAN各国の動向についてご案内させていただきます。

《申込書》一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

FAX:03-5215-0951

*申込書をご送付いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

*申込書にご記入頂いた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内にお送りする際に利用させていただきます。

■受講料:1名(税込・資料代含)

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

161486-0101 ASEAN諸国の近時の法改正・トピック総点検			
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属	役 職	
E-mail			

■参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。([TOP] → [公開セミナー] → [よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail:kawamorita@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

ASEAN諸国の近時の法改正・トピック総点検

8/8
(月)

13:00

1. ベトナム

- (1) 2015年度の法改正(投資法、企業法)
 - ・投資法
 - ・企業法
 - ・法改正の影響と現状
- (2) 2016年度の法改正
 - ・社会保険制度
 - ・駐在員事務所に関する政令
 - ・労働許可証
 - ・ケーススタディ
- (3) その他ベトナムの動向
 - ・移転価格税制
 - ・税務調査 他

2. シンガポール

- (1) 2016年雇用法改正の詳細
 - ・シンガポールの労働環境
 - ・2016年改正の内容と対応
 - ・ケーススタディ
- (2) 今後リスクが高まるタックスハイブン国の実態
 - ・タックスハイブン対策税制の概要
 - ・タックスハイブン適用除外要件について
 - ・ケーススタディ
- (3) ASEAN各国動向の概略(ベトナム、ミャンマーを除く)

3. ミャンマー

- (1) 2015年話題の詳細
 - ・テラワ工業団地
 - ・最低賃金の設定
- (2) 2016年話題の詳細
 - ・証券取引の開始
 - ・政権交代後のミャンマー
- (3) その他ミャンマーの動向
 - ・個人所得税 他

※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

17:00

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。